

静岡県立大学私費外国人留学生奨学金規程

平成 23 年 4 月 1 日 規程第 155 号

改正 平成 24 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、静岡県立大学（以下「本学」という。）に在籍する私費外国人留学生で、学業、人物ともに優れている者に対し、私費外国人留学生奨学金（以下「奨学金」という。）を給付することにより、本学の私費外国人留学生に対する経済支援の充実を図りつつ、勉学意欲を高めるとともに、学業・研究業績のさらなる向上及び本学の教育研究水準の向上と国際交流の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、「私費外国人留学生」とは、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第 1 に定める「留学」の在留資格を有する者（予定者を含む。）で、国費外国人留学生制度実施要項（昭和 29 年 3 月 31 日 文部大臣裁定）に定める国費外国人留学生及び外国政府の派遣する留学生以外の者をいう。

(給付対象者)

第 3 条 奨学金の給付の対象者は、本学に正規生として在籍する私費外国人留学生であつて、次の基準のすべてに該当する者でなければならない。ただし、学部生にあつては、2 年次以上とする。

- (1) 学業、人物ともに優れ、かつ留学生生活を続けていくために経済的援助が必要であると認められること。
- (2) 他の奨学金を受給していないこと。
- (3) 仕送りの月額平均が 9 万円以下であること（入学料・授業料等は含まない）。
- (4) 在日している扶養者の年収が 500 万円未満であること。

(奨学生の数)

第 4 条 奨学金の給付を受ける者（以下「奨学生」という。）の数は、次のとおりとする。ただし、学長は、予算の範囲内においてその人数を変更することができる。

- (1) 学部生 5 名以内
- (2) 大学院生 7 名以内

(給付月額)

第 5 条 奨学金の給付月額は、次のとおりとする。

- (1) 学部生 月額 50,000 円
- (2) 大学院生 月額 70,000 円

(給付期間)

第 6 条 奨学金の給付期間は、奨学生として決定した年の 4 月から翌年の 3 月までとする。

ただし、追加採用の給付期間は、第 16 条第 2 項の規定による。

(奨学生の申請)

第7条 奨学金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、静岡県立大学私費外国人留学生奨学金給付申請書（様式第1号）を別に定める期日までに学長に提出するものとする。

（選考基準）

第8条 奨学生は、以下の基準を満たす者の中から選考する。

(1) 学部生

次に定める方法で求められる前年度の成績評価係数が2.00以上であり、給付期間中においても、同等の成績を維持する見込みのある者であること。

【成績評価係数の算出方法】（小数点第3位を四捨五入）

（計算式）

$$\frac{（「優の単位数」×3）+（「良の単位数」×2）+（「可の単位数」×1）+（「不可の単位数」×0）}{総登録単位数}$$

(2) 大学院生

前号に定める方法で求められる前年度の成績評価係数が2.30以上であり、給付期間中においても、同等の成績を維持する見込みのある者。ただし、成績評価係数で表すことができない場合は、特に成績が優秀で、成績評価係数が2.30相当以上であると認められる者であること。

（奨学生の採用）

第9条 学長は、第7条の申請に基づきその内容を審査し、奨学生の採用を決定の上、静岡県立大学私費外国人留学生奨学金給付決定書（様式第2号）により採用者に通知するものとする。

（奨学金の給付方法）

第10条 奨学金は、学期ごとに給付するものとする。

（学修状況の報告）

第11条 奨学生は、奨学金の給付期間終了後、指定する日までに静岡県立大学私費外国人留学生奨学金学修状況報告書（様式第3号）を学長に提出するものとする。

（給付の休止）

第12条 学長は、奨学生が休学の許可を受けた場合は、休学期間が属する月の奨学金を給付しないことができる。

2 学長は、休止を決定した場合は、静岡県立大学私費外国人留学生奨学金休止決定書（様式第4号）により奨学生に通知する。

（給付の取消し）

第13条 学長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学金の給付を取り消すことができる。

(1) 修学の見込みがなくなると認められるとき。

(2) 学業成績又は性行が不良となったと認められるとき。

- (3) 奨学金を必要としなくなったとき。
- (4) 懲戒処分を受けたとき。
- (5) 退学したとき。
- (6) 死亡したとき。
- (7) 虚偽の申請又は届出をした事実が判明したとき。
- (8) その他奨学生としての要件を欠くこととなったとき。

2 学長は、取消しを決定した場合は、静岡県立大学私費外国人留学生奨学金取消決定書（様式第 4 号）により奨学生に通知する。なお、取消しの決定がされるまでの間は、奨学金の給付を停止する。

（給付の辞退）

第 14 条 奨学生は、静岡県立大学私費外国人留学生奨学金辞退届（様式第 5 号）を提出することにより、奨学金の給付を辞退することができる。

（奨学金の返納）

第 15 条 学長は、奨学金の給付を休止し、取り消し、又は奨学生が奨学金の給付を辞退した場合には、既に給付した奨学金の全部又は一部を返納させることができる。

（追加採用）

第 16 条 学長は、奨学金の給付を休止し、取り消し、又は奨学生が奨学金の給付を辞退した場合には、奨学生の追加採用を行うことができる。

2 追加採用された奨学生が奨学金の給付を受けられる期間は、従前の奨学生が給付を受けた期間の残りの期間のうち 1 月を単位とする期間とする。

（補則）

第 17 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

静岡県立大学私費外国人留学生奨学金給付申請書

学 籍 番 号			
所 属	学 部	学 府	学 科
	研究科		専攻 専攻
学 年	年	性 別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
氏 名			
氏 名 (アルファベット)			
生 年 月 日	年	月	日 (歳)
外国人登録証明書番号	B	号	
在 留 資 格		出 身 国	
過去及び現在の 奨学金受給状況	年度(名称)	(月額)	円
	年度(名称)	(月額)	円
	年度(名称)	(月額)	円
仕 送 り 額	(平均月額)	円	
アルバイト収入額	(平均月額)	円	
その 他 収 入 額	(平均月額)	円 (収入 :)
在日扶養者の有無	<input type="checkbox"/> 有 (以下の事項を記入してください。) <input type="checkbox"/> 無		
氏 名	(続柄 :		
職 業			
年 収			

以上の記載事項に相違ありません。静岡県立大学私費外国人留学生奨学金の給付を申請します。

年 月 日

静岡県立大学長 様

申請者氏名 _____ 印

※学修・研究計画を添付してください（様式は任意。A4用紙で、学部生は1枚以内、大学院生は3枚以内とする。）

様式第2号（第9条関係）

静岡県立大学私費外国人留学生奨学金給付決定書

（所 属）

（学籍番号）

（氏 名）

様

年度静岡県立大学私費外国人留学生奨学金の奨学生とし、下記のとおり奨学金を給付します。

記

1 給付期間

年 月 ～ 年 月

2 給付月額

円

年 月 日

静岡県立大学長 印

様式第3号（第11条関係）

静岡県立大学私費外国人留学生奨学金学修状況報告書

学 籍 番 号		学 年	年
所 属		学 部 学 府 研究科	学科 専攻 専攻
フリ 氏	カナ 名		
学修や研究の成果を記入してください。			

様式第4号（第12条、第13条関係）

静岡県立大学私費外国人留学生奨学金 休止・取消 決定書

（所 属）

（学籍番号）

（氏 名）

様

年度静岡県立大学私費外国人留学生奨学金について、下記のとおり奨学金を 休止・取消 します。

なお、既に給付された休止期間・取消年月以降の奨学金は、返納してください。

記

1 休止期間・取消年月

年 月 ～ 年 月

2 返納額

円

年 月 日

静岡県立大学長 印

様式第 5 号 (第 14 条関係)

静岡県立大学私費外国人留学生奨学金辞退届

年 月 日

静岡県立大学長 様

(所 属)

(学籍番号)

(氏 名)

印

私は、静岡県立大学私費外国人留学生奨学金を辞退したいので、静岡県立大学私費外国人留学生奨学金規程第 14 条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 辞退する期間

年 月 ～ 年 月

2 辞退する理由